

毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています

愛犬の「狂犬病予防集合注射」と「登録」を忘れずに！

町では、下記表のとおり平成25年度の狂犬病予防注射を実施します。最寄りの会場へお越しください。なお、集合注射に来られない方は動物病院で必ず受けてください。

※通知書(ハガキ)は、町内に登録がある犬の飼い主宛てに郵送します。

1. 予防注射・新規登録の費用について

▶狂犬病予防注射 3,320円 (注射手数料2,770円、注射済票交付手数料550円)

▶新規登録料 3,000円

2. 予防注射当日のお願い

- ①通知書(ハガキ)と愛犬手帳を忘れずに会場に持参してください。
- ②釣り銭が無いようにお願いします。
- ③1カ月以内に混合ワクチンを接種している場合は、狂犬病予防注射はできません。
- ④犬をコントロールできる人が連れてきてください。
- ⑤汚物を処理するものをご用意ください。
- ⑥犬の健康状態に不安がある場合は、注射の前に獣医師へご相談ください。

3. 飼い犬の登録を忘れずに

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防ぐため、町に飼い犬を登録することが義務付けられています。犬を飼い始めた人で、まだ登録していない人は、届け出てください。

町の鑑札を交付しますので、首輪等に付けるようにしましょう。

4. 犬が人をかんでしまった時は

万が一、自分の飼い犬が人をかんでしまったら、被害者に対し誠意を持って対応しましょう。また、町に「飼い犬が人をかんだ届」を出さなければなりません。

一方で、犬にかまれてしまった場合は、任意で事故被害届を出すことができます。これらの届け出は共に、事故を起こした犬の狂犬病の有無について町が確認するためのものです。

このような事故はいつ起こるかわかりません。犬を外に出す時は必ずリードを付けて、事故を起こさないよう注意しましょう。そして、恐ろしい狂犬病のリスクを回避するために「登録」と「注射」を必ず行いましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【予防注射日程表】

| 月日 | 実施会場 | 時間 | 月日 | 実施会場 | 時間 |
|--------------|----------------|-------------|--------------|-----------|-------------|
| 4月17日 (水) | 地名集会所 | 9:30~10:00 | 4月23日 (火) | 富士城・ポンプ小屋 | 9:30~9:45 |
| | 久野協集会所 | 10:15~10:35 | | 上岸集会所 | 10:00~10:30 |
| | 三津間集落センター | 10:45~11:00 | | 田代区会館 | 10:40~11:00 |
| | 瀬平集落センター | 11:10~11:30 | | 役場総合支所 | 11:10~11:50 |
| | 下長尾集会所 | 13:00~13:30 | | 青部地区集会所 | 13:10~13:30 |
| | 下泉コミュニティセンター | 13:40~14:00 | | 崎平地区集会所 | 13:50~14:10 |
| | 元壺町河内消防会館 | 14:20~14:30 | | | |
| | | | | | |
| 4月18日 (木) | 高郷集会所 | 9:00~9:45 | | | |
| | 水川集会所 | 10:00~10:30 | | | |
| | 藤川消防会館 | 10:45~11:45 | | | |
| | 徳山コミュニティ防災センター | 13:00~14:00 | | | |
| 4月19日 (金) | 久保尾・西村様宅前 | 9:30~10:10 | | | |
| | 梅高集会所 | 10:30~11:00 | | | |
| | 田野口消防会館 | 11:15~11:35 | | | |
| 4月22日 (月) | 川根本町役場 | 13:00~14:30 | | | |
| | 奥泉地区集会所 | 9:30~10:00 | | | |
| | 接岨・資料館前 | 10:20~10:40 | | | |
| | 大間・前川様宅前 | 11:10~11:30 | | | |
| | 沢間・鈴木様宅前 | 13:10~13:40 | | | |
| | 川根本町文化会館 | 13:50~14:30 | | | |
| | 平栗・杉山様宅前 | 14:45~15:10 | | | |



不動産の滝自然広場オートキャンプ場

平成25年度からの指定管理者を募集

地方自治法第244条の2第3

項及び川根本町公の施設の指定管理者の手続等に関する条例に基づき「不動産の滝自然広場オートキャンプ場施設(下泉1122番地)」の指定管理者を募集します。

【管理運営業務の内容】

- ①不動産の滝キャンプ場の利用の許可に関する業務
- ②不動産の滝キャンプ場の施設及び設備の維持管理・運営に関する業務
- ③その他、別に定める不動産の滝キャンプ場施設指定管理者仕様書のとおり

【指定の期間】

平成25年7月1日から

平成28年3月31日まで

【募集期間及び募集要項配布期間等について】

▼募集期間

平成25年4月1日(月)から

4月15日(月)まで

▼応募資格

町内に事業所等を有する法人その他の団体であること
(法人格の有無は問いませ

ん。個人は不可。)

▼配布及び提出場所

川根本町千頭1183の1

川根本町役場

商工観光課・観光室

☎0547(58)7077

▼注意事項

配布・提出とも土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時までとし、申請書類を直接提出して下さい。郵送・FAXは不可とします。

【その他】

応募に関する詳細や申請書類などについては商工観光課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。



▲自然環境に恵まれたキャンプ場

2月15日、町内の花壇を管理している「花の会」の会員26人が参加して「川根本町花壇づくり講演会と寄せ植え教室」を山村開発センターで開催しました。

講師に藤枝市の株志太フラー代表取締役社長の深本伊一郎さんを招き、午前中は花の会4団体の花壇を見ながらアドバイスを受け、午後の講演会では花壇のデザインと色の合わせ方を学んだ後、寄せ植え教室を行いました。

現地で花壇を見ながら「地面が砂地だと水はけが良くないので、土・堆肥・腐葉土を入れるなどの土壌改良が必要」「この花壇には、ヒマワリ・菜の花・コスモスのような背が高い花が、どの角度からみてもきれいに見え、適している



▲「田代花の会」の花壇でアドバイスを

のではないかなど、花壇に合わせたアドバイスを受け、参加者は日ごろ苦勞していることや疑問に思っていることを講師に熱心に聞いていました。講演会は「花壇をデザインする時、直線や曲線を使って楽しくやってみてはどうか」「予算を掛けずに花壇を作る工夫として、花を植える面積を減らし、そこに流木やオブジェを置いてデザインしてみては」など、今後の花壇管理に役立つことを学びました。



最上り植えの寄せ植えを撮る⑤、最上り寄せ植えの方法を学ぶ⑥、出来上がった寄せ植えを持って記念写真を撮りました。



今後の花壇管理に役立つことを学びました

花壇づくり講演会と寄せ植え教室